

(1) これまでの審議経過等について

- 平成 19 年 4 月 1 日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成 19 年 4 月 25 日 『路上喫煙対策委員会』設置
(第 1 回路上喫煙対策委員会開催)
・ 諮問「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について
- 平成 19 年 6 月 28 日 中間答申①「路上喫煙禁止地区」の指定について
- 平成 19 年 7 月 4 日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成 19 年 9 月 5 日 中間答申②「喫煙設備のあり方について」
- 平成 19 年 10 月 1 日 「路上喫煙禁止地区」における
過料（1000円）徴収開始
- 平成 19 年 12 月 11 日 最終答申「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について
- 平成 20 年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
- ・ 地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組み
 - ・ 年 1 回活動団体の募集を行い、路上喫煙対策委員会による応募団体の審議を経て、活動団体を決定
- (活動団体)
- ・ 平成 20 年度 活動開始 25 団体
 - ・ 平成 21 年度 活動開始 17 団体 合計 42 団体
 - ・ 平成 22 年度 活動開始 18 団体 合計 60 団体
 - ・ 平成 23 年度 活動開始 10 団体 合計 70 団体 (全 24 区)

(2) 過料処分件数

年 度	過料処分件数
平成19年度（10月～3月）	4,359
平成20年度（4月～3月）	9,202
平成21年度（4月～3月）	11,411
平成22年度（4月～3月）	8,237
平成23年度（4月～3月）	6,255
平成24年度（4月～3月）	6,438
平成25年度（4月～3月）	5,883
総累計	51,785

(3) 市内全域定点調査喫煙率（地点1～24）

	番号	調査地点	路上喫煙率（％）						
			H18年 度 3回分	H20 11.28	H21 11.18	H22 11.10	H23 11.16	H24 8.7	H25 8.6
禁 止 地 区	3	淀屋橋交差点★	1.31	0.04	0.10	0.09	0.04	0.04	0.10
	4	中央公会堂前交差点★	2.99	1.38	0.90	0.61	0.57	0.29	0.32
	9	本町3丁目交差点★	3.68	0.24	0.12	0.12	0.10	0.07	0.07
	10	新橋交差点★	1.67	0.26	0.34	0.21	0.16	0.22	0.03
	14	地下鉄難波東口横断歩道★	2.01	0.89	0.76	0.29	0.32	0.16	0.14
	15	南海難波駅北側三角地★	7.05	0.29	0.56	0.42	0.56	0.79	0.51
	路上喫煙者数合計／通行者数合計			2.57	0.38	0.41	0.23	0.23	0.22
たばこ 市民 マナー 向上 エリア	1	大阪駅前東側横断歩道	1.18	0.38	0.28	0.51	0.13	0.25	0.16
	6	京橋京橋駅連絡通路	0.23	0.12	0.67	0.40	0.22	0.29	0.13
	11	心齋橋筋・ヨーロッパ通交差点	0.49	0.34	0.36	0.24	0.24	0.16	0.14
	13	戎橋	0.72	0.44	1.30	0.26	0.14	0.10	0.08
	20	阪急十三駅前横断歩道	3.35	2.18	1.88	1.09	1.46	0.49	0.66
	路上喫煙者数合計／通行者数合計			0.81	0.43	0.70	0.42	0.28	0.24
上 記 以 外	2	桜橋交差点東側横断歩道	3.67	1.95	1.69	1.05	0.98	1.00	0.16
	5	天神橋筋商店街（JR天満駅付近）	1.82	0.72	1.14	0.84	0.92	0.77	0.56
	7	京橋京橋駅OBP連絡通路	0.50	0.32	0.11	0.04	0.00	0.00	0.00
	8	JR福島駅前交差点	2.04	0.97	1.24	0.86	0.99	0.51	0.55
	12	谷町1丁目交差点	2.66	2.24	1.70	0.96	1.20	1.55	0.35
	16	上本町6丁目交差点	3.26	2.05	2.74	1.12	2.00	1.93	1.41
	17	地下鉄鶴橋駅横断歩道	2.47	1.46	1.23	2.31	1.29	1.43	0.18
	18	JR天王寺駅東口前横断歩道	2.51	1.59	1.14	0.89	2.09	0.42	0.25
	19	地下鉄恵比須町駅付近	2.81	1.80	3.01	2.09	2.33	1.37	1.51
	21	地下鉄新大阪駅西側歩道橋	1.50	0.89	0.40	0.15	0.10	0.12	0.01
	22	地下鉄千林大宮駅付近	1.48	0.50	0.19	0.40	0.16	0.67	0.00
	23	長居交差点	1.66	1.20	1.04	0.87	0.99	0.93	0.82
	24	堀川小学校周辺	4.37	3.31	3.74	3.95	3.49	2.92	2.76
	路上喫煙者数合計／通行者数合計			2.30	1.33	1.39	1.09	1.15	0.91
路上喫煙者数総合計／通行者数総合計			1.77	0.78	0.92	0.65	0.65	0.52	0.36

※ 業者委託調査時間帯

朝：7:30～9:00

昼：14:30～16:00

正午：11:30～13:00

夕方：17:30～19:00

(4)「たばこ市民マナー向上エリア」活動団体

平成26年5月1日現在

区	エリア数	活動団体名	
北区	5	豊崎東地域ネットワーク委員会	天神橋筋商店連合会
		大阪ターミナルビル株式会社	北梅田地区まちづくり協議会
		(株)阪急阪神百貨店	
都島区	1	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	
福島区	2	野田阪神本通商店会	吉野コミュニティセンター
此花区	1	此花区まちづくり会議	
中央区	18	せんば心斎橋筋協同組合	大阪ビジネスパーク開発協議会
		心斎橋筋北商店街振興組合	なんさん通り商店会
		心斎橋筋商店街振興組合	大阪南料飲観光協会
		戎橋筋商店街振興組合	道頓堀商店会
		法善寺こいさん通り商店会	宗右衛門町商店街振興組合
		南地中筋商店街振興組合	道頓堀商店連盟・道頓堀1丁目東櫓振興町会
		難波センター街商店街振興組合	NPO法人 長堀21世紀計画の会
		なんば南海通商店会	久左衛門町まちづくり協議会
		千日前道具屋筋商店街振興組合	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター
西区	2	西区西たばこ会	クリーン靱 靱連合振興町会
港区	1	八幡屋商店街振興組合	
大正区	1	三泉商店街振興組合	
天王寺区	2	大阪南部たばこ商業協同組合 女性部	天王寺たばこ会
浪速区	3	通天閣本通り商店街	日本橋筋商店街振興組合
		NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	
西淀川区	1	柏里本通商店街振興組合	
淀川区	3	新大阪アメニティ・ソサエティ	西中島地域社会福祉協議会
		神津地域社会福祉協議会	
東淀川区	6	淡路本町商店街振興組合	西淡路商店会
		小松南商店会	東淡路商店街振興組合
		上新庄南商店会	学生の街 相川 マナー向上委員会。
		(H25.3.31廃止 新大阪人権協会)	
東成区	6	大成社会福祉協議会	深江連合振興町会
		今里社会福祉協議会	片江連合町会
		神路社会福祉協議会	鶴橋商店街振興組合
生野区	1	生野たばこ会	
旭区	4	旭通り商店会	城北商店街・赤川商店会・赤三商栄会
		新森商店会	今市商店街振興組合
城東区	1	成育女性会	
鶴見区	1	大阪市鶴見区商店会連盟	
阿倍野区	5	ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	TACL(タックル)
		阪南連合振興町会	ゆめまちロードOSAKAあべの
		長池連合町会	
住之江区	1	加賀屋商業協同組合	
住吉区	1	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	
東住吉区	2	駒川オレンジ通り商店会	駒川駅前商店街振興組合
平野区	1	長吉中央商店街振興組合	
西成区	1	弘治地域まちづくり研究会	
合計	70		

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
 平成24年4月～平成25年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
1	淡路本町商店街振興組合	毎日	商店街内で啓発テープ
		8～10月	のぼり設置
		7月 10回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 9回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・ポスター掲出
2	小松南商店会	6月 1回	小松南清掃活動に合わせて啓発活動
		11月 1回	清掃活動に合わせて、のぼり掲出
		12月 1回	店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	清掃活動・ポスター掲出
3	上新庄南商店会	月1回	清掃活動
4	西淡路商店会	4月 1回	JR東淀川駅東口前で、啓発活動(ティッシュ配布)
		4月 1回	店頭(5店舗)で啓発活動(ティッシュ配布)
		4月～通年	街路灯にのぼり掲出(差し替え)
5	東淡路商店街振興組合	5・6・8～12月 計7回	清掃活動と合わせて、啓発活動(ティッシュ配布)
		7月 1回	縁日祭で啓発活動(ティッシュ配布)
		10・11月 2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	防火の呼びかけとあわせて、啓発活動(呼びかけ・ティッシュ配布)
6	神津社会福祉協議会	4～3月 計20回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
7	西中島地域社会福祉協議会	月1回程度 合計10回	新御堂筋の清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
8	大阪ターミナルビル株式会社	月2回 計24回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	大阪マラソンクリーンアップ合わせて、清掃活動

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
平成24年4月～平成25年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
9	株式会社阪急阪神百貨店	5・9・11・3月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
10	天神橋筋商店連合会	通年	ポスター掲出・啓発テープ放送
		7月 1回	七夕まつりで、啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	歳末安全活動に合わせて、啓発活動(ティッシュ配布)
11	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	月2回 計24回	協議会環境浄化部会啓発活動とあわせて清掃活動
12	せんば心齋橋筋協同組合	4月 1回	街頭で東警察署と一緒に啓発活動(ティッシュ配布)
		月1回(第2金曜日)	「かたづけ・たい」活動の中で、清掃活動
		11月 1回	大阪マラソンクリーンアップに合わせて、清掃活動
13	心齋橋筋北商店街振興組合	4・6・8・2月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
		12月 1回(11日間)	歳末ワクワクフェスタで期間中に啓発活動(ティッシュ配布)
14	心齋橋筋商店街振興組合	毎日	啓発テープ放送
		通年(週5日、月・金曜日以外)	パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
		通年(毎月曜日)	清掃活動、啓発活動(呼びかけ)
		通年(毎金曜日)	「安心・安全」パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
15	戎橋筋商店街振興組合	月1回程度 計11回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		10・11月 計2回	清掃活動
16	法善寺こいさん通り商店会	通年	街路灯にのぼり設置
		3月 2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	各店舗(50店)で啓発活動(ティッシュ配布)

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
平成24年4月～平成25年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
17	南地中筋商店街振興組合	通年(第2・4木曜日)	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
		通年	南地中筋店舗前にポスター掲出
		9～3月	各店舗(全50店)で啓発活動(ティッシュ配布)
		5月 1回	御堂筋フェスタ当日各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		7月 1回	南地中筋夏祭りイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 2回	水都大阪フェス2012水辺バル参加店で啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	大阪マラソン当日各店舗店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
18	難波センター街商店街振興組合	4月	各店舗で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
		5月 2回	ミナミスタンプラリーブースで啓発活動(ティッシュ・チラシ配布・のぼり掲出)
		8月 2回	精華盆踊り大会で啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	宝恵駕行列で啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1日	ミナミあちこちラリーブースで啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
		2・3月	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		通年	掲示板等にポスター掲出
19	なんば南海通商店会	2・5・9・11月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
20	千日前道具屋筋商店街振興組合	10月 1回	第27回道具屋筋まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 2回	飲食店開業改装相談会で啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	年末感謝デーで啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1日	関西メガセールで啓発活動(ティッシュ配布)

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
 平成24年4月～平成25年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
21	大阪ビジネスパーク開発協議会	通年	バナー掲出
		月1回	清掃活動
		6月 1回	環境月間に合わせて地域6ポイントで啓発活動(ティッシュ配布)
		10月	敷地内における屋外喫煙所削減
22	なんさん通り商店会	通年	ポスター掲出
		5～3月 計11回	清掃活動
23	NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	月1回(第4金曜日)	高島屋周辺の清掃活動・啓発活動(ビラ・ティッシュ配布)
24	TACL(タックル)	月1回(第4火曜日)	天王寺・阿部野ターミナル周辺の清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
25	ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	毎日	喫煙所内を清掃活動
		通年(毎土曜日)	喫煙所を中心に周辺も清掃活動
		月1回(第2土曜日)	喫煙所を中心としてエリア全域を清掃活動
		1月 1回	成人式後、会場の周囲で啓発活動(マナーの呼びかけ)・清掃活動

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
 平成24年4月～平成25年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団体名	時期	活動内容
26	此花区まちづくり会議	月1回(第1日曜日)	一斉清掃に合わせて啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
27	大阪南料飲観光協会	5・11月 計2回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
28	道頓堀商店会	7～1月・3月 計8回	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		4月 1回	すきやねんクリーンアップキャンペーンに合わせて清掃活動
		5月 1回	マナーアップキャンペーンに合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
		通年	希望店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
29	宗右衛門町商店街振興組合	月1回	清掃活動
30	道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会	通年	各店頭・掲示版等にポスター・のぼり掲出
		通年	敷地内の喫煙所削減
		年4回程度(2～3カ月に1回)	合同啓発キャンペーンのパレードで啓発活動(ティッシュ等配布)
		年4回程度(2～3カ月に1回)	放置自転車対策に合わせて啓発活動
31	長堀21世紀計画の会	月1回 計8回	清掃活動に合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
32	久左衛門町まちづくり協議会	6・7・8・12・2月(月2回以上)	かたづけ隊等による清掃活動・啓発パトロール(ティッシュ配布・のぼり掲出)
33	クリーン靱(靱連合振興町会)	6・11月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
34	三泉商店街振興組合	5・7・9・11・1月 計5回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
35	大阪南部たばこ商業協同組合	月1回 計11回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布)

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
平成24年4月～平成25年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団体名	時期	活動内容
36	日本橋筋商店街振興組合	10・12・1月 計3回	日本橋安心安全パトロールに合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	関西メガセールおもてなしイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	サイクルタイムズOPイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1回	ミナミあっちこっちラリーで啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	日本橋ストリートフェスタで啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
37	生野たばこ会	月1回程度 計10回	大池橋交差点周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
38	成育女性会	月1回程度 計10回	京阪野江駅周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
39	阪南連合振興町会	8月 1回	はんなん祭りで啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	地下鉄西田辺駅周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	我孫子筋等で清掃活動
		11月～	町会掲示板にポスター掲出
		12月 1回	ふれあいクリスマス会で啓発活動(ティッシュ配布)
40	長池連合振興町会	11月 1回	西田辺交差点周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
41	駒川駅前商店街振興組合	通年	ポスター・ステッカー掲出
		12月 1回	田辺大根祭で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
42	長吉中央商店街振興組合	7・12月 計6回	大売出し抽選会場で啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 計1回	河内夜市(夜店)で啓発活動(ティッシュ配布)

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
平成24年4月～平成25年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～60)

	団体名	時期	活動内容
43	豊崎東地域ネットワーク委員会 きららⅡ	月1回 計12回	清掃活動
44	野田阪神本通商店会	8月 1回	商店街夜市で啓発活動(ティッシュ等配布)
		11月 1回	商店街イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
		12月 3日間	商店街歳末売出イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
45	吉野コミュニティセンター	通年	町会掲示板にポスター、コミュニティセンターにのぼり掲出
		11月 1回	野田新橋筋商店街で啓発活動(ティッシュ・リーフレット配布)
46	西たばこ会	2・3・5・6・12・月 計6回	店頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		9月 1回	区民体育祭会場内で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		11月 1回	区民まつり土佐公園会場で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
47	八幡屋商店街振興組合	11月 1回	店頭で啓発活動
		11月 1回	清掃活動
48	通天閣本通商店会	通年 毎日	早朝及び夜間清掃活動
		月1回(第3月曜日)	清掃活動
		12～2月・4～5月(GW期間)	店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
49	柏里本通商店街振興組合	10・12月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布・スピーカー使用)
50	新大阪アメニティ・ソサエティ	月1回 計11回	新大阪駅北側周辺の清掃活動・啓発活動(ポスター掲出・ティッシュ配布)
51	一般社団法人 大阪市新大阪人権協会 (平成25年3月31日廃止)	通年	市民交流センターひがしよどがわを中心に啓発活動(ポスター等掲出・ティッシュ配布)
		通年	市民交流センターひがしよどがわの発行物やブログ等による啓発活動

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
 平成24年4月～平成25年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～60)

	団体名	時期	活動内容
52	大成社会福祉協議会	月1回 計6回	千日前通～今里ロータリーを中心に啓発活動(ティッシュ配布)
53	今里社会福祉協議会	月1回 計11回	今里駅前、今里ロータリー周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
54	神路社会福祉協議会	8月 2日間	神路ふれあい夏祭りで啓発活動(うちわ・ティッシュ配布)
55	深江社会福祉協議会	月1回 計8回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
56	片江連合町会	月1回 計10回	新深江駅前～大今里6丁目交差点で啓発活動(ティッシュ配布)
		月1回 計6回	今里駅前、今里ロータリー周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
		7月 1回	大今里6丁目、6町会夏祭りで啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 1回	東成区民まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
57	旭通り商店会	11月 1回	城北公園菊まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	旭区検定模試イベントで啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	氏子神、大宮神社で啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1回	西部包括ぜんざい(振舞い)で啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	西部包括あまざけ(振舞い)で啓発活動(ティッシュ配布)
58	新森商店会	4月 1回	新森まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 1回	盆おどりで啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	フェスティバル新森(商店会内)で啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1回	バスターミナル前で啓発活動(ティッシュ配布)
59	駒川オレンジ通り商店会	6月以降	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
60	弘治地域まちづくり研究会	10・12・3月 計3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)

(5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
平成24年4月～平成25年3月(平成23年度 参加団体 NO. 61～70)

	団体名	時期	活動内容
61	北梅田地区まちづくり協議会	5・10月 計2回	NU茶屋町前で啓発活動(ティッシュ配布)
		11・1月	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		2月	茶屋町町会・梅田東町会で啓発活動(ティッシュ配布)
62	「学生の街 相川」マナー向上委員会	4月4回・他月1回 計13回	阪急・相川駅前啓発活動(ティッシュ配布・啓発テープ放送)
63	大阪市鶴見区商店会連盟	10～12月 計3回	商店街で啓発活動(ティッシュ配布)
64	城北商店街、赤川商店会、赤三商栄会	3月 1回	奈良県宇陀市からNPO野菜等販売時に三商店街合同で啓発活動(ティッシュ配布)
65	今市商店街振興組合	4月 1回	商店街・地域で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		4月～	ポスター等の掲出
66	天王寺たばこ会	6・9・11・2月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
67	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター	隔月1回 計6回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
68	加賀屋商業協同組合	7月 1回	加賀屋商店街で啓発活動(ティッシュ・ちらし配布)
		8月 1回	夜店券前売券販売所にて参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	イベント参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	ハロウィン参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 2回	年末ガラガラ抽選会参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 2回	1割お得な買物券販売年末イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	春桜祭りイベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
69	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	7・12月 計19回	抽選会にて啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	100円商店街 本部にて啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	あびんこ祭スランプリ受付にて啓発活動(ティッシュ配布)
70	ゆめまちロードOSAKAあべの	10・12月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)

大阪市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「路上喫煙」とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう。

2 この条例において「道路等」とは、道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く。）をいう。

3 この条例において「自転車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

4 この条例において「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定)

第5条 市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、時間を限って行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定するときは、その旨（第2項の規定により時間を限って指定する場合には、その旨を含む。）並びにその地区及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

（路上喫煙禁止地区の指定の変更等）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

（路上喫煙の禁止）

第7条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。

（委員会）

第8条 第5条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定又は第6条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更若しくは解除について、市長の諮問に応じて調査審議するため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員会は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

（罰則）

第9条 第7条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。

（施行の細目）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(路上喫煙禁止地区標識等の設置)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内の公衆の見やすい場所に、路上喫煙禁止地区である旨を表示した標識及び当該路上喫煙禁止地区の区域図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定等の告示)

第4条 条例第5条第4項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 路上喫煙禁止地区を指定する場合 次に掲げる事項

- ア 指定する路上喫煙禁止地区の名称
- イ 指定する路上喫煙禁止地区の区域
- ウ 時間を限って指定する場合にあっては、指定する時間
- エ 指定年月日

(2) 路上喫煙禁止地区の指定を変更する場合 次に掲げる事項

- ア 路上喫煙禁止地区の名称
- イ 変更の内容
- ウ 変更年月日

(3) 路上喫煙禁止地区の指定を解除する場合 次に掲げる事項

- ア 解除する路上喫煙禁止地区の名称
- イ 解除年月日

(路上喫煙防止指導員)

第5条 条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、警察官であった者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、第1号様式による路上喫煙防止指導員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、第2号様式による告知書を交付し、期限を

定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに第3号様式による弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

第7条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第4号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第2号様式から第4号様式までの規定は、平成19年10月1日から施行する。

<様式添付省略>

大阪市路上喫煙対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）第8条第6項の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

たばこ市民マナー向上エリア制度実施要綱

(制度の目的)

第1条 この制度は、道路、広場、公園その他の公共の場所において市民・事業者が自主的に路上喫煙の防止活動に取り組み、その活動に本市が支援及び協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 本制度の対象となる団体は、前条に定める目的に賛同する市民・事業者の団体（以下「活動団体」という。）で、活動者数が10名以上の団体とする。

(活動区域)

第3条 活動団体の活動する区域は、当該活動団体が本制度に申し込みをする際に申告した区域のうち市長が認めた区域とする。

2 活動団体が、申告する区域の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 路上喫煙による迷惑や危険の度合いが大きい地域であること
- (2) 通行者、利用者が多い区域であること
- (3) 区域が明確であること
- (4) 活動団体が所在または頻繁に利用する区域であること
- (5) 活動団体の活動に対して、当該区域周辺の市民・事業者の理解が得られること

(活動内容)

第4条 活動団体は、路上喫煙の防止を目的とした活動、及び路上喫煙の防止と関連した、安心、安全で快適なまちづくりに関する自主的な活動に取り組むものとする。

(市の支援及び協働)

第5条 本市は、活動団体に対し、必要に応じ次に掲げる支援及び協働を行うものとする。

- (1) 活動に必要な啓発物品の作成及び提供
- (2) 活動区域や取組みの内容を標示する看板等の標示物の作成及び提供
- (3) 活動団体が本制度に基づく活動を行う場合の職員の派遣
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

(申込み)

第6条 本制度の趣旨に賛同し、本制度による活動を行おうとする活動団体は、所定の申込書（第1号様式）により市長に申込みを行うものとする。

(協定)

第7条 市長は、前条に基づく申込みがあった場合は、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会の意見を聴いたうえで、その内容が制度目的に適合すると認められるときは、当該活動団体と協定書（第2号様式）を取り交わすものとする。

2 前項の規定に基づき取り交わした協定書は、協定書を取り交わした日から2年後の年度の末日まで有効とする。

(協定内容の変更)

第8条 活動団体と市長は、協定書の有効期間内に、協定書の内容を変更する必要がある場合、相互に協議を行うものとする。

2 活動団体と市長は、協定書の内容の変更について協議を行い、合意に至った場合は、協定内容変更確認書（第3号様式）を取り交わし、協定書の内容を変更するものとする。

(活動報告)

第9条 活動団体は、毎年4月末日までに活動状況報告書（第4号様式）により市長に前年度の活動内容について報告をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

<様式添付省略>

新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について(案)

これまでの取り組み

- 平成18年度～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施。
- 平成19年4月1日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年4月25日 『路上喫煙対策委員会』開催
「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議。
- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における
過料(1000円)徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や協働し、地域社会にけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組み。
- 平成24年12月21日 『路上喫煙対策委員会』開催
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
- 平成25年6月11日 『路上喫煙対策委員会』から
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)

新たな「路上喫煙禁止地区」の指定にいたるまで

答申内容

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などととも、**区の意見を踏まえ**総合的に判断されたい。(大阪市路上喫煙対策委員会答申)
- 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。(大阪市路上喫煙対策委員会答申)

指定に至るプロセス

- 次の要件にあたる区域(=「路上喫煙禁止地区」指定の必要がある場所)を区(長)が選定
 - 現在、「路上喫煙禁止地区」の指定を希望している区
 - 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
 - 駅周辺や通行者数が比較的多い地域
 - PR・抑止効果が比較的高い地域
 - 「路上喫煙禁止地区」の明確性を確保できる地域
 - 区民の要望等
- 区(長)が選定した区域を、当該区の「総意」として決定
決定方法は、当該区の「区政会議」に諮り、賛意を集約することなど。当該区から区域が示されたことによって、当該区の区民・事業者の「総意」を得られたものと解し、以下の市としての決定プロセスへ移行。
・パブリックコメントの実施
・大阪市路上喫煙対策委員会への諮問・答申(委員会の意見を聴く)
・告示

都島区京橋地域の禁止地区指定について

◎京橋地域では、「京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会」を中心に路上喫煙防止に取り組んでおりました。今回、更なる活気と賑わいのあるきれいな街づくりを目指し、路上喫煙による被害やポイ捨てなどをなくす為に、京橋地域を路上喫煙禁止地区に指定することを提唱します。

平成25年5月22日
京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会
・京橋地域の路上喫煙禁止地区指定に向けて、都島区の意向を説明。

平成25年8月1日～平成25年12月13日
路上喫煙状況実態調査
・馬毛・桜ノ宮及び京橋地域活性化調査内の喫煙状況実態調査にて、喫煙率の実態を把握。

平成25年10月7日
京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会
・京橋地域「路上喫煙禁止地区」指定について合意し、禁止地区設定について協力して進めていく事を確認。「路上喫煙禁止地区」のエリアについて協議を開始。

平成25年10月28日
区政会議
・平成26年度予算案の中で路上喫煙対策事業について説明。

平成26年4月16日
京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会
・「路上喫煙禁止地区」エリアについて協議を行い、区としての希望エリアを選定。
※京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会
平成19年6月26日に設立され、京橋地域商店会連絡協議会・地元地域振興町会と行政機関、鉄道業者などが参加しています。京橋地域を歩行者が快適に通行できる、活気と賑わいあるまちづくりのために取り組んでいます。

路上喫煙禁止地区 エリア図

◎路上喫煙禁止地区のエリアについて
路上喫煙対策委員会の答申では、駅周辺や通行者数が比較的多い地域とされていること京橋地域の喫煙率調査から、通行者数の多い箇所や子供の通行率が高い地域、もしくは、喫煙率が著しく高い場所を選定し、以下のエリアを指定(案)として京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会との協議を経て決定しました。



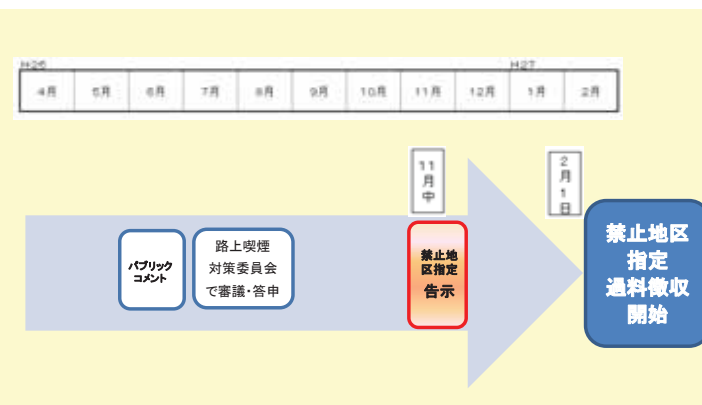
都島区京橋地域における状況(実態調査)



	(人)	(人)	(%)	(%)	(本)
① 京橋駅前広場	10,338	1115	1.11	10.79	1540
② 京橋駅連絡通路	61,663	128	0.56	0.21	447
③ 京橋-ダイエー連絡通路	18,088	75	0.73	0.41	51
④ ダイエー前歩道	1,864	13	4.38	0.67	43
⑤ 京橋交番前交差点	11,769	84	0.67	0.71	59
⑥ 京橋公園(地上)	417	190	4.44	45.56	798

※平成25年8月27日と平成25年9月9日の調査平均値

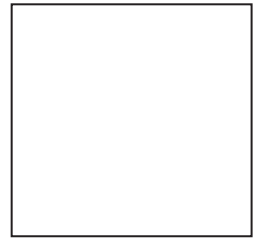
今後のスケジュールについて(予定)



大環境事第 187 号
平成 26 年 6 月 24 日

大阪市路上喫煙対策委員会
委員長 山西 美明 様

大阪市長 橋下 徹



新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について（諮問）

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づき
貴委員会の意見を求めます。

(諮問理由)

大阪市では、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成 19 年 4 月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では、路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者に対しては 1,000 円の過料に処しています。

平成 25 年 6 月に貴委員会から、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」との答申をいただき、区が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の総意として希望区域を選定することとなりました。

今般、都島区から京橋地域を禁止地区に指定したいとの申し出がありましたので、路上喫煙禁止地区の指定にあたり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴くため諮問します。